

○環境省令第六号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正	改 正	前
	後	後	前
（第一種動物取扱業の登録の申請等）			
第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。			
2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。			
一 （略）			
二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類			
三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類			
四 （略）			
3 9 （略）			
（第一種動物取扱業の登録の基準）			
第三条 （略）			
5 2 4 （略）			
法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条			
（第一種動物取扱業の登録の申請等）			
第二条 法第十条第二項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。			
2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。			
一 （略）			
二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類			
三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類			
四 （略）			
3 9 （略）			
（第一種動物取扱業の登録の基準）			
第三条 （略）			
2 4 （新規）			

第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

6 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用者は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であつて、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一九 （略）
（削る）

（新規）

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一九 （略）

十 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上でこれを五年間保管すること。競りあつせん業者にあつて

十一・十一（略）

（動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第三条の免許を取得している者であること。

ロ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。

ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年

十一・十二（略）

（動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

（新規）

（新規）

は、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

二 嘗もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によつて、嘗もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二 （略）

（動物取扱責任者研修）

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2 （略）

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもつてこれに代えることができる。

一 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
二 飼養施設の管理に関する方法

（新規）

二 （略）

（動物取扱責任者研修）

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合は、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2 （略）

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもつてこれに代えることができる。

一 一年に一回以上受けさせること。
二 一回当たり三時間以上受けさせること。

三 動物の管理に関する方法

三 次に掲げる項目について受けさせること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

ロ 飼養施設の管理に関する方法

ハ 動物の管理に関する方法
イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は

、次のとおりとする。

一 当該動物の品種等の名称

二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行つた者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地）

動|物|を|捕|獲|した|場|所|

三 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四 当該動物を所有し、又は占有するに至つた日

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は

、次のとおりとする。

一 当該犬猫等の品種等の名称

二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であつて、繁殖を行つた者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、繁殖を行つた者が明らかな場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

動|物|を|捕|獲|した|場|所|

三 当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四 当該犬猫等を所有するに至つた日

五	当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
六	当該動物の販売又は引渡しをした日
七	当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
八	当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
九	販売業者にあつては、当該動物の販売を行つた者の氏名
十	販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
十一	貸出業者にあつては、当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
十二	当該動物が死亡（動物販売業者等）が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
十三	当該動物の死亡の原因
2	前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。
3	法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
4	（略）

五	当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
六	当該犬猫等の販売又は引渡しをした日
七	当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
八	当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
九	当該犬猫等の販売を行つた者の氏名
十	当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
十一	当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
十二	当該犬猫等の死亡の原因
2	（新規）
3	法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
4	（略）

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出)

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 (略)

4 法第二十一条の五第二項第一号及び第三号の数の報告に当たつては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受け行う者の飼養施設を除く。）とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一〇五 (略)

(犬猫等の個体に関する届出)

第十条の三 法第二十二条の六第一項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十二条の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 (略)

4 法第二十二条の六第二項第一号及び第三号の数の報告に当たつては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二条の六第三項の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一〇五 (略)

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるるものとする。

一・二 (略)

4 法第二十四条の二の二の第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 (略)

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき

（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときは、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満である

3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の六 法第二十四条の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

4 法第二十四条の二の二の第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 (略)

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき

（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときは、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

もの

三 (略)

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の人による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動

三 (略)

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の人による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四において準用する法第二十条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(新規)

物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者に在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「第八条第八号」とあるのは「第十条の九第一号」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十二条 法第二十四条第二項（法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十二条 法第二十四条第二項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周

「辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 (略)

四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一～六 (略)

(周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書)
第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四

「住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる事態とする。

一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 (略)

四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一～六 (略)

(新規)

第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

(飼養又は保管の禁止の適用除外)

第十三条 法第二十五条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 国の職員が遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定に基づく業務に伴つて特定動物の飼養又は保管をする場合

十一・十二 (略)

(特定動物の飼養又は保管を行う目的)

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 動物園その他これに類する施設における展示

二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用

三 生業の維持

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二

十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イ

に該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的

イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(新規)

十・十一 (略)

(新規)

することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正

前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物口

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であつて、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三（五） （略）
3（9） （略）

（許可の基準）

第十七条 法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は

、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

一・二 (略)

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）^①

四 (略)

(犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 (略)

(所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

一・二 (略)

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）^①ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかるらず、この限りでない。

四 (略)

(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 (略)

(新規)

-
- 一　周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
 - 二　引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

別表
(第三条第一項及び第九条第一号関係)
(略)

別表
(第三条第一項関係)
(略)

様式第1(第2条第1項関係)

(1)氏名	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師
(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所: □飼養経験(年、経験場所: □教育(教育機関等: □資格(団体等:))
3 動物取扱責任者	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取り図/ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所/ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画(犬猫等販売業者に限る。)
14添付書類	

様式第1(第2条第1項関係)

(1)氏名	(新規) <input type="checkbox"/> 実務経験(年、経験場所: (新規))
(2)要件	<input type="checkbox"/> 教育(教育機関等: □資格(団体等:))
3 動物取扱責任者	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取り図/ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所/ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画(犬猫等販売業者に限る。)
14添付書類	

その他（ ）

備考

1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。

2～8 (略)

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号

の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)～(5) (略)

10・11 (略)

様式第1別記

7 4 の販売に係る契約時的情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5年間保管 <input type="checkbox"/> 帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	---

備考

1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。

2～8 (略)

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第6号

又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)～(5) (略)

10・11 (略)

様式第1別記

7 4 の販売に係る契約時的情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5年間保管 <input type="checkbox"/> 犬猫等の個体に関する帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	---

様式第4(第4条第1項関係)

(1) 氏名	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経験場所 :) <input type="checkbox"/> 飼養経験 (年、経験場所 :) <input type="checkbox"/> 教育 (教育機関等 :) <input type="checkbox"/> 資格 (団体等 :)
3 動物取扱責任者	(2) 要件
14 添付書類	

様式第4(第4条第1項関係)

(1) 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号までの該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法 <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()
3 動物取扱責任者	(2) 要件
14 添付書類	

	売業者に限る。) <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	--

備考	
----	--

1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。

2～9 (略)

10 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)・(4) (略)

11・12 (略)

様式第6（第5条第1項関係）

□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の見取り図	□その他（ ）
--	------------

	□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取り図 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	---

備考	
----	--

1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。

(1) (略)
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことは、その旨及び処分の日付

(3)・(4) (略)

11・12 (略)

様式第6（第5条第1項関係）

□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取り図 <input type="checkbox"/> その他（ ）	□その他（ ）
---	------------

様式第7（第5条第3項関係）

登記事項証明書／役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／飼養施設の平面図／その他の（
こと）

様式第11 削除

様式第7（第5条第3項関係）

登記事項証明書／役員が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／飼養施設の平面図／飼養施設の付近の見取図
その他の（
こと）

様式第11（第8条第10号関係）

販売時における説明及び確認（貸出時における情報提供）実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別

販売 貸出し

年月日	取引の相手方	取引内容	販売	貸出し	現物確認	対面説明	顧客確認	情報提供	説明等
	(氏名) (住所) (登録番号)	(種類) (数)	済・否	済・否	済・否	済・否	済・否	済・否	

備考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合に登録番号を記入すること。
- 2 「現物確認」及び「対面説明」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4に基づく販売に係る動物の現在の状態を見ること及び対面による情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これらを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 3 「情報提供」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第8号に基づく情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 4 「説明等実施者」欄には、実施者が複数いる場合には、複数の実施者名を記入すること。

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

（略）

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

（略）

5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： その他の哺乳類： 鳥類：	頭、 頭、 頭
6 年度中に新たに	4月 5月 6月 7月 8月 9月	

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

（略）

犬猫等販売業者定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

（略）

5 年度当初に所有していた犬及び猫の合計数	犬： 頭、 猫： 頭
6 年度中に新たに	4月 5月 6月 7月 8月 9月

所有するに至った 動物の月ごとの合 計数		犬	猫	その他	哺乳類	鳥類	爬虫類	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7 年度中に販売若 しくは引渡しをし た動物の月ごとの 合計数		犬	猫	その他	哺乳類	鳥類	爬虫類	4月	5月	6月	7月	8月	9月
8 年度中に死亡の 事実が生じた動物	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月						
8 年度中に死亡の 事実が生じた犬及 猫	犬							10月	11月	12月	1月	2月	3月

